条件書　MV05_210416

1.契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する機器清掃サービスおよびウイルスチェックサービスの内容は次のとおりとします。

(1) 機器清掃サービス

① 乙は、乙の要員を「設置場所」へ派遣し、「機器」の外観および「機器」の吸排気口の清掃を行います。ただし、「機器」を分解しての清掃は本契約に含まないものとします。

② 前記①の清掃の対象は、注文書に記載する台数および回数とします。

③ 機器清掃サービスの実施に起因する「機器」に搭載されているコンピューター・プログラムおよびデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

(2) ウイルスチェックサービス

① 乙は、乙の技術者を「設置場所」へ派遣し、甲が使用権を有するコンピューター・ウイルス検出プログラム(以下「検出プログラム」という)を使用して「検出プログラム」所定の取扱説明書等に記載の手順に従い、「機器」に付随するハードディスクに対し、コンピューター・ウイルス感染の有無に関しての検査を代行します。ただし、「検出プログラム」により検出できないコンピューター・ウイルスによる障害が発生した場合でも乙はその責を負わないものとします。

② 前記①の検査の対象は、注文書に記載する台数および回数とします。

③ ウイルスチェックサービスにより、コンピューター・ウイルスの感染が判明した場合、乙は、「検出プログラム」所定の取扱説明書等に記載の手順に従い、コンピューター・ウイルスの駆除作業を代行します。ただし、駆除作業を実施しても当該コンピューター・ウイルスが駆除できない場合でも乙はその責を負わないものとします。

④ 乙は、甲の要請に基づき、「検出プログラム」所定の取扱説明書等に記載の手順に従い、甲が保有するウイルスパターンの更新作業を代行します。

2.本契約第6条第1項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

3.本契約第8条に次の条項を追加します。

甲が次の変更を希望する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

① 機器清掃サービスまたはウイルスチェックサービス対象「機器」の台数変更

② 機器清掃サービスまたはウイルスチェックサービス実施回数の変更

以上